

道路維持作業における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 28 年（2016 年）2 月 25 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

道路維持作業における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年（2016年）1月8日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

道路維持作業における物損事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- | | | |
|---|---------|-----------------------------------|
| 1 | 事故発生年月日 | 2015年10月26日 |
| 2 | 事故発生場所 | 町田市高ヶ坂四丁目10番33号先 |
| 3 | 事故の概要 | 未舗装の道路に単管パイプを打ち込む作業中に、ガスマンを破損したもの |
| 4 | 事故の種別 | 物損事故 |
| 5 | 被害者の住所 | 東京都港区海岸一丁目5番20号 |
| 6 | 被害者の氏名 | 東京瓦斯株式会社 様 |
| 7 | 損害賠償の額 | 561,980円 |